

総務財政委員会
(地域協働局)
令和7年9月3日

外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の 実現に関する施策の実施状況

目 次

1	はじめに	
2	相談体制の整備（第4条関係）	
	（1）在住外国人向けの相談窓口	P. 7
	（2）人権相談窓口	P. 8
3	教育の充実等（第5条関係）	
	（1）多文化共生教育の推進	P. 8
4	啓発活動等（第6条関係）	
	（1）人権に関する啓発	P. 9
	（2）多文化理解・交流の促進	P. 9
5	情報提供（第7条関係）	
	（1）多言語による情報提供	P. 10
	（2）新規転入者への情報提供	P. 12
	（3）市内外国人関連団体との連携	P. 12
参考	神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例	P. 13

1 はじめに

「神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例（令和2年4月1日施行）」第9条に基づき、本市における施策の実施状況について報告する。

2 相談体制の整備（第4条関係）

（1）在住外国人向けの相談窓口

① 神戸国際コミュニティセンター（在住外国人向けワンストップ相談窓口）

神戸で生活する外国人が、日常生活や行政手続きを行う上で困った時に支援するため、神戸国際コミュニティセンターにおいて、多言語によるワンストップ相談窓口を運営した。

また、差別等に関する相談があった際は、市の人権相談窓口や法務省神戸地方法務局の「外国人のための人権相談」を案内するとともに、必要に応じて相談時の通訳支援を行う。

ア 実施方法

- ・月曜から金曜（対応言語により異なる）
- ・10:00～12:00、13:00～17:00
- ・電話、面談等により、日常生活に関する相談、市政に関する情報及び生活上の様々な情報を多言語で提供。
- ・対応言語：11言語（日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語 ※必要に応じてウクライナ語も対応）

イ 令和6年度実績

生活相談 913 件、専門相談 40 件、三者通訳 246 件、同行通訳 60 件

相談内容	件数
KICC（ボランティア・施設等に係るもの）	128
生活相談	108
国際交流・海外情報	5
住民手続	117
教育	110
福祉・子育て	157
仕事探し・労働問題	17
在留資格	84
翻訳・通訳	57
トラブル	36
その他	93
研修	1
合計	913

② 中央区役所（外国人相談窓口）

在住外国人が市内で最も多い中央区において、平成 31 年 4 月に多言語対応の外国人相談窓口を設置した。英語・中国語対応可能な専属スタッフが転入時の生活情報の提供や区役所所管業務に関する相談・書類作成の支援のほか、在留期間の更新許可や職業相談など、区役所以外での手続きに関しても届け出先の案内や専門相談機関の紹介を行っており、タブレットによるテレビ電話通訳サービスも活用することで、18 言語対応（うち 1 言語は事前予約制）が可能となっている。

ア 令和 6 年度利用実績

利用人数 1,908 人（延べ）

（2）人権相談窓口

① 一般的な人権相談窓口

相談窓口において、人権相談を実施した。

ア 実施方法

月曜から金曜（祝日、12/29～1/3 を除く） 8:45～12:00、13:00～17:30

電話、面談等での相談に対して、6 人の職員で対応

イ 令和 6 年度実績

外国人の人権に関する相談 5 件

② 弁護士による法律相談

差別を受けて困っている方が専門相談を受けられるよう、弁護士による法律相談窓口を運営した。令和 4 年 1 月より相談案内の多言語化を行い、市ホームページに掲載したほか、通訳支援サービスの活用により、多言語での相談にも対応が可能となっている。

ア 実施方法

毎月第 3 火曜日（13:30～16:30）に実施。

兵庫県弁護士会所属弁護士（1 名）が市役所で相談を受け付け。

イ 令和 6 年度実績

外国人の人権に関する相談 0 件

3 教育の充実等（第 5 条関係）

（1）多文化共生教育の推進

① 外国人講師による国際理解教育の推進

小学校では、在住外国人等を講師として招き、講師の出身国（地域）の自然や音楽、文化の紹介や交流を行う「One World プログラム」などを実施し、様々な国の人々と触れ合う機会を通じ、異なる生活習慣や文化の違いを理解し尊重する児童の意識の醸成に努めた。

中学校では、全校生に配布する神戸市独自の人権教育資料「あすへの飛翔」を活用し、多文化共生社会の実現について考える授業や、自校に在籍する外国人英語指導助手（ALT）から話を聞き、文化や生活の違いを学んだりする取組みなどを通じ、国際理解教育の推進に努めた。

② 多文化共生教育推進校連絡会

外国にルーツのある児童生徒が多数在籍している学校を「多文化共生教育推進校」として指定

し、推進校の教育活動報告会、授業公開・研修会を実施し、実践の成果を市内各校に発信することとで、多文化共生教育の推進に努めた。

ア 令和6年度実績

- ・指定校 … 小学校7校、中学校5校
- ・連絡会 … (ア) 推進校研修会 令和6年6月13日
(イ) 講演会 令和6年10月4日
(ウ) 授業公開 令和7年1月29日(飛松中学校)

4 啓発活動等(第6条関係)

(1) 人権に関する啓発

① 「心かよわす親子映画大会」開催

親子向け映画(私ときどきレッサーパンダ)の上映と併せて、法務省作成の人権啓発動画「ヘイトスピーチ、許さない。」ほかを上映した。

ア 令和6年度実績

令和6年8月1日開催 参加者693人

② 「心かよわす市民のつどい」開催

石川千明氏((公財)人権教育啓発推進センター特任講師)による人権講演会「インターネットと人権～被害者にも加害者にもならないために～」を開催した。

ア 令和6年度実績

令和6年8月28日開催 参加者102人
令和6年9月30日～同年10月30日 WEB配信 視聴回数135回

③ その他

ア 令和6年8月1日～14日の間、花時計ギャラリーに人権啓発パネルを掲示し、本条例の周知を図った。

イ 12月の人権週間を中心に、各区で人権啓発パネルを掲示し、本条例の周知を図った。

ウ 条例内容の周知を図るため、市ホームページに条例の多言語訳(英語、中国語、韓国語、ベトナム語)を掲載している。

(2) 多文化理解・交流の促進

多様な文化的背景をもつ住民の相互理解を促進するため、各種交流・相互理解事業を実施した。

① 神戸国際コミュニティセンター交流スペースにおける交流・相互理解事業

神戸国際コミュニティセンターの交流スペースにおいて、外国人支援団体や大学等と連携し、各種交流事業を実施した。

ア 令和6年度実績

連携先・実施内容:

○神戸常盤大学(令和3年8月26日 包括連携協定書を締結)

- ・在住外国人向け健康相談
- ・外国にルーツのある子供の学習支援
- ・国際交流イベント(多文化子育てサロン)

○日本経済大学神戸三宮キャンパス（令和3年8月31日 連携に関する確認書を締結）

- ・キャリアサポート支援
- ・留学生による異文化交流イベント（バングラデシュとネパールに関するイベント、防災に関するイベント 等）

○FM わいわい、フードバンク関西、神戸市社会福祉協議会

- ・困窮留学生支援事業（食糧支援など）

○神戸定住外国人支援センター

- ・ランタンづくりワークショップ

○Tabunko Kobe（多文化共生をテーマに子供の学習支援や交流活動を行う団体）

- ・多言語絵本の読み聞かせ

② ふたば国際プラザにおける交流・相互理解事業

「地域とともに進める多文化共生の拠点施設」であるふたば国際プラザにおいて、各種事業を実施した。

ア 令和6年度実績

実施内容： [] 内は参加実績

- ・交流・相互理解事業〔2,945人〕
- ・交流スペースの提供〔37団体、503回〕
- ・児童国際理解教育〔児童館34館〕

③ 神戸市多文化交流員

市内の外国人留学生等を多文化交流員に任命し、多文化共生イベントへ派遣することで、地域の日本人との交流・相互理解を促進した。

ア 令和6年度派遣実績

登録人数：80名、16言語

派遣先：・防災訓練

- ・クリーン作戦&交流会
- ・地域のもちつき大会
- ・学校の授業 など

5 情報提供（第7条関係）

市ホームページに「外国人のための相談窓口」ページを設け、日常生活の相談や人権の相談ができる窓口について、情報提供を行っている。

（1）多言語による情報提供

日本語が苦手な在住外国人にも、日本で生活する上で必要となる情報を提供するため、やさしい日本語のほか、多言語による情報発信に取り組んだ。

① 「神戸リビングガイド」の運営

神戸国際コミュニティセンターのホームページにおいて、人権の相談窓口に関する情報を含む、最新の生活情報・行政情報を11言語で提供した。

ア 対応言語

11 言語（やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

イ 掲載内容例

- ・日常生活相談窓口や生活支援事業
- ・一般的な生活情報（電気・ガス・水道、ゴミ出し）
- ・行政情報（健康保険、子育て、教育、各種行政手続き等）



ウ 令和6年度実績

約 10,700 アクセス/月

② 行政情報の多言語翻訳

神戸国際コミュニティセンターとも連携し、在住外国人に必要となる市政情報の多言語対応を実施した。

ア 対応言語

10 言語（英語、中国語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、スペイン語、フィリピン語、インドネシア語、ネパール語、ポルトガル語、タイ語）

イ 翻訳対応例

- ・駅案内サイン
- ・税関連の申請書
- ・多言語版広報紙こうべ

ウ 令和6年度実績

503 件（依頼件数 147 件）

③ やさしい日本語の活用推進

やさしい日本語の活用を推進するため、地域協働局において、在住外国人への情報提供を行う庁内所属からの相談を受け付けるとともに、庁内外に研修を実施し、啓発を行った。

④ ベトナム語・ネパール語 Facebook の運営

急増するベトナム人およびネパール人に対応するため、ベトナム語の神戸市公式 Facebook 「Kobe Madoguchi Cho Người Việt（ベトナム人向け神戸の情報窓口）」およびネパール語の神戸市公式 Facebook 「Sathi Kobe Nepali（ともだち神戸ネパール人）」において、市政情報等の双方向型発信に取り組んだ。

ア 投稿内容例

- ・市内の各種イベント情報
- ・多言語対応している行政サービス
- ・ごみと資源の分け方・出し方などの生活ルール

イ 実績

（ベトナム語）

平成 30 年 10 月 19 日開設以降、累計 761 件投稿

（ネパール語）

令和 6 年 12 月 20 日開設以降、累計 57 件投稿

(2) 新規転入者への情報提供

① 区役所における情報提供

令和6年9月以降、外国人転入者向けに効果的な全市統一の生活情報の案内チラシを新たに作成し、全区役所・支所で配布している。

【掲載内容】

- ・ KOBÉ Free Wi-Fi
- ・ 神戸で安心・安全に暮らすためのお知らせ
(警察、消防、救急、医療、災害情報)
- ・ 生活情報や相談場所
(KICC、外国人支援団体の紹介、多言語広報紙等)
- ・ 地域で仲良く暮らすためのルール
(ごみの出し方、自転車のルール)

② 外国人住民生活ガイダンス事業

在住外国人が安心して生活できるよう、ふたば国際プラザにおいて、入国間もない外国人を対象とした生活ガイダンスを実施した。

ア 実施内容

- ・ 賃貸住宅
- ・ 日本の健康保険制度
- ・ ごみの出し方
- ・ 自転車のルール
- ・ 国民健康保険と任意保険について

イ 令和6年度実績

5テーマ(計6回)、延べ51人

(3) 市内外国人関連団体との連携

生活関連情報や災害関連情報の提供について、外国人コミュニティや支援団体、日本語学校等を通じて情報提供を行った。

【参考】

① 在住外国人数(各年度末時点)*国籍別上位3ヶ国を記載

令和4年度 51,325人(韓国又は朝鮮 15,017 中国 13,180 ベトナム 7,835)

令和5年度 54,522人(韓国又は朝鮮 14,626 中国 13,795 ベトナム 8,398)

令和6年度 59,501人(中国 14,415 韓国又は朝鮮 14,263 ベトナム 8,978)

② 市内外国籍児童生徒在籍数(市立小・中学校、各年度5月1日時点)*国籍別上位3ヶ国を記載

令和4年度 1,503人(中国 681 韓国又は朝鮮 222 ベトナム 221)

令和5年度 1,635人(中国 763 韓国又は朝鮮 221 ベトナム 221)

令和6年度 1,707人(中国 791 ベトナム 226 韓国又は朝鮮 208)



【参考】 神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例

多文化共生は今や人類の平和と繁栄を実現するための共通の課題であり、故に国籍、人種、文化、宗教などの違いをもって不当な差別を助長し、扇動する行為を防止、解消することは人類共通の責務であるといえる。

多文化共生の果実はすでに私たち神戸市民の手元にある。すなわち 1868 年の開港以来、神戸は、諸外国から人々が来訪し、共に街を作り、仕事をし、神戸経済を発展させるとともに、独自の多文化共生の生活文化を生み出してきた。諸外国の人々との交流なくして今日の神戸の街は存在しなかったといっても過言ではない。

さらに近年、発展著しいアジアを中心とした海外からの観光客や留学生の増加は、日本経済の成長に寄与している。また多くの業種、業界で人手不足が深刻な問題になっている中、その解消策の一つとして海外からの人材の導入に大きな期待がかかっている。

このような現況を見れば、諸外国の人々が安心して我が国を訪れ、また生活することのできる社会を構築しなければ、本市はもとより日本の社会が立ち行かなくなることは明らかである。

本市が平成 28 年 3 月に策定した神戸 2020 ビジョンでも、誰もが包摂され、その個性と多様性を尊重し、誰もが持てる力を発揮でき、支え合うことのできる社会づくりを目指していくことを規定している。

本市が世界に開かれた都市として、外国人に対する不当な差別的言動をはじめとするあらゆる不当な差別を解消することはもとより、全ての市民がそれぞれの文化を尊重し合い、共に生きる社会を構築することは、市民経済の発展と市民福祉向上のために極めて重要であることから、その推進のためこの条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、表現の自由その他の自由及び権利を保障する日本国憲法を遵守しつつ、外国人に対する不当な差別を解消するとともに、それぞれの文化を尊重し合い共に生きる多文化共生社会を構築するため、その取組について、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「外国人」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 2 号に規定する外国人であって、適法に居住するものをいう。

（市民の責務）

第 3 条 市民は、外国人に対する不当な差別を解消し、及び全ての人の尊厳が尊重されるまちづくりを進めるよう努めるものとする。

（相談体制の整備）

第 4 条 市は、外国人に対する不当な差別に関する相談に的確に応ずるとともに、国又は関係機関との連携により、必要な相談体制の拡充に努めるものとする。

（教育の充実等）

第 5 条 市は、国又は関係機関との連携により、外国人に対する不当な差別を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）

第 6 条 市は、国又は関係機関との連携により、外国人に対する不当な差別の解消の必要性について、市

民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

2 市は、国籍や民族の違いを問わず、全ての人がお互いの違いを認め合う多文化共生社会を実現するという視点に立ち、多文化共生の基礎となる人権啓発を推進するよう努めるものとする。

(情報提供)

第7条 市は、外国人に対し我が国の社会生活に必要な情報を的確に提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第9条 市長は、毎年度、この条例に基づく市の施策の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。